宇治田原町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置 実施計画

令和８年３月
宇治田原町教育委員会

目　次

第１章　計画の趣旨・法的根拠・現状・・・・・・・・・・・・・・・・２

第２章　目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第３章　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第４章　実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・・４

第５章　関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・７

第１章　計画の趣旨・法的根拠・現状

１　計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等（以下、「給特法」という。）により教育委員会に義務付けられた「業務量の適切な管理」及び「健康・福祉の確保」のための措置を、地域の実情に即して体系的に推進するため宇治田原町教育委員会が策定するものである。子どもたちにより良い教育を実現するには、教育職員の働きやすさと働きがいの両立が不可欠であり、在校等時間の縮減と業務の最適化を通じて教育の質向上につなげる。

２　法的根拠

(1) 給特法第８条：計画の策定・公表・総合教育会議への報告義務、毎年度の実施状況公表義務。

(2) 国の指針：時間外在校等時間の上限（１か月 45 時間・１年 360 時間）及び政府目標（月平均 30 時間程度へ削減、令和 11 年度まで）。

(3) 関連法改正：学校評価に基づく改善措置の計画適合義務、学校運営協議会の基本方針への反映。施行期日（原則令和８年４月１日）。

３　現状と課題（令和６年度実績）

本町では、令和２年４月１日に、所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として、「宇治田原町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

(1) 小学校：月平均時間外在校等時間 18 時間、45 時間超割合 ０%、80 時間超割合 ０%。

(2) 中学校：月平均時間外在校等時間 25 時間、45 時間超割合 14%、80 時間超割合 ５%。

(3) 主な課題：①授業以外の業務過多（校務・事務作業の過多）
②生徒指導（問題行動対応・保護者対応含む）の増加
③教員不足による１人当たり業務量の増大
④授業準備（教材研究）に十分な時間が取れない構造
⑤行事（運動会・文化祭・修学旅行等）の準備・運営負担
⑥社会課題の受け皿としての役割拡大（福祉家庭支援・地域安全防災など）
⑦会議・打合せの多さ（校務分掌の複雑さ）
⑧部活動（特に中学校）の負担

第２章　目標

１　時間外在校等時間に関する目標（必須）

(1) 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合を 100%にする。

(2) 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間以内とする基準を維持する。

(3) 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以内とする。

２　ワーク・ライフ・バランス／働きがいに関する目標【かっこ内は令和６年度実績】

(1) 年間の年次有給休暇平均取得日数：15 日以上。【14.05 日】

(2) ストレスチェック：高ストレス者割合 10%以下【7.4%】

(3) ストレスチェック：健康リスク値 100 以下。【81.7】

(4) ストレスチェック：「働きがい（５段階)」項目、平均 4.0 以上【3.5】

第３章　計画期間

１　期間

令和８年度～令和 11 年度

第４章　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

１　「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

(1) 学校以外が担うべき業務

ア　登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・各地域の実情を踏まえ、登校時刻の設定を適正化する。また、令和９年度から学校運営協議会や地域学校協働本部等を通じて、保護者・地域住民による見守り活動を計画的に推進する。

イ　学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等について検討を進め、公会計化の可否及び実施時期について判断する。

ウ　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・教育委員会における相談窓口（担当者）を明確化し、校長が判断に迷う場面において速やかに相談できる体制を整備する。併せて、必要に応じて町の顧問弁護士制度を学校においても活用できるよう、制度運用の在り方について検討を進める。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア　調査・統計等への回答

・過去に提出したデータや既存資料を積極的に活用し、町教育委員会から学校に発出される調査・統計等について、重複作業の削減と回答方法の効率化を図ることで、学校における事務負担の軽減を進める。

イ　校舎の開錠・施錠等の管理

・校舎の開錠・施錠等の業務について、特定の職（教頭）に固定することなく、役割分担の見直しや他職員等の活用を進めるとともに、教職員による対応を前提としない管理体制の構築を図る。

ウ　部活動

・平日の部活動については、活動時間や実施日の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充や地域展開により、教職員の負担軽減と部活動運営の安定化を図る。

エ　アドバイザーの活用

・町独自の「学校力向上アドバイザー」及び「授業力向上アドバイザー」等を活用し、学校全体の取組や教職員の指導力の向上を図る。これにより、校内研修の充実と業務の質的向上を通じて、業務の効率化につなげる。

(3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

ア　支援員等を活用した授業や行事の準備・運営

・町加配職員、教員業務支援員、ICT 支援員等を効果的に活用し、授業準備や行事の準備・運営に係る業務を分担することで、教職員の負担軽減と教育活動の円滑な実施を図る。

イ　支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の校内会議への参加機会を拡充し、専門的な知見を活用しながら、教職員が連携・協働して支援を行う校内体制を整備する。

2　学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

(1) 年間授業時数・週授業時数の最適化

年間総授業時数及び週当たり授業時数を、年度当初の計画段階で“真に必要な時数”となるよう設定する。特に標準時数を大幅に超えている場合（小４以上は年間 1,086 単位時間以上など）は、指導体制に見合う形へ見直す。

(2) 日課表の見直しによる日常業務の効率化

形骸化した活動の整理、清掃時間・頻度の見直し、放課後活動の勤務時間内設定など、日課表の工夫により、日常的な業務負担を軽減する。

(3) 校務 DX の推進（デジタル化による業務効率化）

成績処理や文書作成・決裁などの校務について、デジタル化を一層進め、業務の効率化を図る。「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づく自己点検を継続的に実施し、校務 DX の取組水準の着実な向上を目指す。

(4) 学校における電話録音機能の設置

学校における電話対応の適正化と教職員の心理的負担の軽減を図るため、電話録音機能の設置を進める。録音機能の活用により、保護者等とのやり取りの記録性を確保するとともに、対応内容の振り返りや共有を可能とし、教職員が安心して業務に取り組める環境を整える。

3　勤務時間管理・アラート運用

(1) 在校等時間の把握：「パソコンで勤怠管理」ソフトにより教職員単位で在校等時間を外形的に把握、月次レポートを学校・教育委員会で共有。

(2) アラート基準：①月 30 時間到達時に校内面談・業務棚卸、②月 45 時間到達前に必ず是正計画を校長が作成、③月 80 時間の到達の恐れがある場合の早急是正（時間配分再設計・業務移管・休養確保）。

(3) 学校閉校日・休憩・休日確保：労基法の遵守（休憩時間・休日付与）と学校閉校日の徹底。

4　健康確保・福祉の措置

(1) 年 1 回のストレスチェックを実施し、高ストレスと判定された教職員については、産業医との面談等の機会を設け、心身の健康維持に向けた支援を行う。

(2) メンタルヘルスやハラスメントに関する相談窓口について整理・一本化を行い、匿名での相談も可能とするなど、相談しやすい体制を整える。

(3) 繁忙期においては、校長・教頭が業務の見直しや調整について相談に応じられる体制を整え、業務負担が特定の教職員に集中しないよう、組織的な支援を行う。

5　人事・処遇との連動（参考）

教職調整額の段階的引上げ（R8.1.1～R13.1.1 の毎年 1%、10%到達）や主務教諭の創設等の国の動きとの整合を図り、役割分担の最適化を推進（※計画本文では参照のみに留め、給与改定は別途条例・人事手続）。

第５章　関連する取組、今後のフォローアップについて

１　教職員の勤務状況の把握と公表

各小中学校の在校等時間を継続的に把握し、毎年度、町ホームページで公表する。教育委員会会議及び総合教育会議で報告し、町全体で改善状況を共有する。

２　医療・福祉と連携した学校支援体制の強化

支援に必要な医療・福祉人材を、町関係部局・関係機関と連携して確保する。学校が適切な支援を行える体制を継続的に整備する。

３　目標達成状況の把握方法

時間外在校等時間は出退勤管理システムで把握する。ストレス・健康指標は町のストレスチェック結果を用いて進捗確認する。

４　学校への指導・支援

勤務状況や取組状況を定期的に確認する。改善が必要な学校には、聞き取り・助言・指導を実施する。特に、①長時間勤務者がいる学校、②持ち帰り業務や休憩確保が課題の学校には、年度内の改善を目指す個別支援を行う。

５　学校への周知と管理職研修の充実

本計画の内容を継続的に周知する。校長・教頭等を対象に、学校マネジメントや業務改善の研修を充実させる。各校は管理職のリーダーシップと学校運営協議会の協議を踏まえ、本計画に沿って働き方改革を推進する。

６　保護者・地域への理解促進

首長部局と連携し、宇治田原町版「学校と教師の業務の３分類」及び業務量管理・健康確保措置の内容を分かりやすく保護者・地域に周知するとともに、具体的な取組について、協力を得られるよう働きかける。